

# 引っ越し等の手続きはお早めに

春は入学や就職、転勤など節目の季節。区役所では3月から4月にかけて、引っ越しに関係する届け出が集中し、普段よりも手続きに時間がかかります。

できるものから早めに手続きしておきましょう。

## 手続きには本人確認書類が必要です



☆代理人が手続きをする場合には、委任状などが必要になることがあります。あらかじめ各担当へ問い合わせを



## 地域事務所は5か所

地域事務所	所在地	電話番号
平口	弥生町5-11-26	(03)3228-1457
南中野	中央2-18-21	(03)3228-0152
東部	江原町2-3-15	(03)3228-6812
江古田	野方5-3-1	(03)3228-4201
野方	鷺宮3-22-5	(03)3228-4112
鷺宮		

☆住所地にかかわらず、どの地域事務所でも受け付け可

## 住所変更による主な手続き(住民異動届)

手続き	必要な書類	届出期間
転出届	加入者は ● 国民健康保険証 ● 介護保険証	中野区外へ引っ越す日の14日前から ☆郵送でも可
転入届	● 通知カード、持っている方はマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード ● 前住地の区市町村発行の「転出証明書」 ● 国外から帰ってきた時は、世帯全員のパスポート、戸籍謄本、戸籍の附票	中野区に引っ越してきた日から14日以内
転居届	● 通知カード、持っている方はマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード ● 加入者は ● 国民健康保険証 ● 介護保険証 ● 後期高齢者医療保険証	区内で引っ越しをした日から14日以内

**郵送による転出届**

転出届の入手方法 区民課より「手続き」→「戸籍・住民票・登録」→「開庁時間」から「転出届」→「開庁時間」から「転出届」→「開庁時間」から「転出届」→「開庁時間」から「転出届」

☆必要事項を記入した便箋などを郵送しても手続き可能。転出届の書き方、届出の方法や必要書類などについて詳しくは、住民記録担当へ問い合わせを

## 区役所では夜間・休日窓口を開設しています

区役所の窓口受付時間は、原則として平日の午前8時半～午後5時ですが、転入・転出届など一部の手続きでは、夜間・休日窓口を利用できます。

☆いずれも、他自治体への照会・確認が必要な場合は受け付け不可

**受付日時と可能な手続き**

① 毎週火曜日 午後8時まで。転入・転出などの住民異動届、印鑑登録・廃止の手続き

② 毎週日曜日 午前9時～午後4時。転入・転出などの住民異動届の預かり

☆②では届け出同日の住民票の発行や印鑑の廃止・登録申請はできません。転出証明書は翌開庁日に郵送します

## 後期高齢者医療保険の手続き

どんな場合	手続き	取扱窓口
転出する場合	保険証をお返しください。都外へ転出する方には、「負担区分等証明書」を発行します。	☆いずれも、通知カードまたはマイナンバーカードが必要 区役所1階 住民記録担当
転入した場合	後期高齢者医療保険の加入手続きをしてください。 ☆都外から転入した場合は、前住地発行の「負担区分等証明書」が必要	区役所1階 住民記録担当 地域事務所

## 国民年金に関する手続き

対象	手続き・取扱窓口
国民年金加入者	国外へ転出する方、国外から転入した方は手続きが必要。区役所1階国民年金担当で手続きをしてください。
国民年金受給者	原則として区役所への届け出は不要。ただし、日本年金機構に届け出ている住所が住民登録地と異なる方は、新しい住所を所管する年金事務所へ届け出ていただく。

## 就職・離職による国民健康保険の手続き

どんな場合	10ページの「本人確認書類」とともに必要な書類	届出期間	取扱窓口
職場の健康保険に加入した場合(国保をやめる)	● 国民健康保険証 ● 職場の健康保険証(または加入証明書) ● 世帯主の通知カード(またはマイナンバーカード)	上記のことがあった日から14日以内	● 区役所2階 国保資格課担当
職場の健康保険をやめた場合(国保に加入する)	● 健康保険資格喪失証明書(または退職証明書、離職票) ● 世帯主の通知カード(またはマイナンバーカード)		● 地域事務所 ☆短期証、資格証明書を持っている方の受け付けは区役所のみ

## 区立小・中学校の転校手続き

どんな場合	手続き・取扱窓口
転出する場合	在籍校で在学証明書と教科用図書給与証明書を受け取り、新住所地の教育委員会または学校に提出してください。
転入した場合	区役所1階住民記録担当または地域事務所へ、転入学通知書をお渡しします。同通知書と前籍校発行の在学証明書、教科用図書給与証明書を、指定された学校に提出してください。

## お子さんに関する手当や助成の主な手続き

手続き	取扱窓口	問合せ
児童手当	● 区役所3階子ども総合相談窓口 ● 地域事務所	子育て窓口/3階 (03)3228-5484
児童育成手当	● 区役所3階子ども総合相談窓口	手当・医療費助成担当/3階 (03)3228-5509
児童扶養手当	● 区役所3階子ども総合相談窓口	
特別児童扶養手当	● 区役所3階子ども総合相談窓口	
ひとり親医療証	● 区役所3階子ども総合相談窓口	

## 納めていますか 住民税・保険料・保育料

未納のまま転出した場合は、新しい住所地に納付書などを郵送します。引っ越し前にもう一度確認しましょう。

☆特別な事情があり納付が難しい方は、早めに相談を

**【問合せ】**  
特別区民税・都民税(住民税)  
= 納税担当/3階  
(03)3228-8924  
FAX(03)3228-5652

国民健康保険料  
= 国保徴収担当/2階  
(03)3228-5509  
FAX(03)3228-5655

保育料  
= 入園相談担当/3階  
(03)3228-8960  
FAX(03)3228-5667